別　紙

**導入促進基本計画**

**１　先端設備等の導入の促進の目標**

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川島町は四方を河川で囲まれた自然豊かな町であり、農業を基幹産業として発展してきた町である。近年、本町の総人口は平成１２年の２３，７３２人をピークに減少しており、平成３０年６月１日現在では、２０，４３６人となっている。少子高齢化を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町としても避けられない状況である。

一方、平成２０年には、圏央道川島インターチェンジが開通し、交通インフラが整備されたことを背景に、製造業や物流業を中心とした企業の進出が相次ぎ、都市的環境は大きく変化してきている。

現在、産業団地の整備や商業系店舗の進出に伴い、町内の中小企業数はやや増加傾向にあるが、既存の個人経営等の小規模事業所については、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町及び商工会では町内事業者に対して、利子補給金や、小規模事業者持続化補助金の作成指導等を講じているが、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業者の設備投資が活発に行われ、町として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

**２　先端設備等の種類**

川島町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、物流業と多岐に渡り、多様な業種が川島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置する設備のみを認定の対象とする。

**３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項**

（１）対象地域

川島町の産業は、川島インター工業団地や川島工業団地、三島工業団地、都市計画法３４条第１２号区域で指定を受けている表・山ケ谷戸地区等と広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、川島町内全域とする。

（２）対象業種・事業

川島町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、物流業と多岐に渡り、多様な業種が川島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

**４　計画期間**

1. 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画を国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間、５年間とする。

**５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項**

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。